

○やまと広域環境衛生事務組合職員の育児休業等に関する条例

(平成23年3月1日条例第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条、第17条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業等)

第2条 職員の育児休業等については、御所市職員の育児休業等に関する条例（平成4年御所市条例第1号）の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、御所市又は田原本町に勤務していた職員であって、引き続きこの条例の適用を受けることとなった職員のうち、御所市条例又は職員の育児休業等に関する条例（平成4年田原本町条例第4号）の規定により育児休業、育児短時間勤務又は部分休業を承認された職員については、それぞれこの条例の規定により承認されたものとみなし、その期間は通算する。

附 則（平成24年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。